

令和7年8月定例会 資料

長浜市教育委員会

令和7年8月長浜市教育委員会定例会 議事日程

令和7年8月20日（水） 午後2時30分～
長浜市役所5階 教育委員会室

1. 開 会

2. 議 事

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 会議録の承認
7月定例会

日程第3 教育長の報告

日程第4 議案審議

議案第27号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

議案第28号 議会の議決を経るべき教育関係議案に関する意見について

議案第29号 長浜南部学校給食センター調理配送業務プロポーザル選定委員会設置要綱
の制定について

議案第30号 長浜北部学校給食センター調理配送業務プロポーザル選定委員会設置要綱
の制定について

日程第5 協議・報告事項

協議報告(1) 令和8年度 幼稚園・保育所・認定こども園入園(入所)募集要項について

協議報告(2) 長浜市保育所規則の一部改正について

協議報告(3) 長浜市立認定こども園の管理運営に関する規則の一部改正について

協議報告(4) 長浜市民間認可保育所及び認定こども園副食費補助金交付要綱の一部改正
について

協議報告(5) 長浜市保育士等奨学金返還支援金交付要綱の一部改正について

協議報告(6) 長浜市保育士等宿舍居住支援事業補助金交付要綱の一部改正について

協議報告(7) 長浜市保育士等の再就職定着応援金交付要綱の一部改正について

協議報告(8) 長浜市認定こども園一時預かりサービス事業実施要綱の一部改正について

日程第6 その他

3. 閉 会

次回定例会 令和7年9月25日（木）14時30分～

教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づく教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書を別紙のとおり作成することについて、教育委員会の議決を求める。

令和7年8月20日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

議会の議決を経るべき教育関係議案に関する意見について

議会の議決を経るべき教育関係議案に関して原案のとおり同意することについて、教育委員会の議決を求める。

令和7年8月20日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：学校給食課

議案番号：第29号

件 名：長浜南部学校給食センター調理配送業務プロポーザル選定委員会設置要綱
の制定について

第1 提出理由

長浜南部学校給食センター調理配送業務プロポーザル選定委員会設置要綱を制定するもの

第2 要点

長浜南部学校給食センター調理配送業務を行うにあたり、プロポーザル方式により、当該業務の履行に最も適した事業者の候補者を、厳正かつ公正に選定するため、長浜市プロポーザル選定委員会規則（平成26年長浜市規則第13号）に規定するもののほか、必要な事項について定めるもの。

第3 施行期日

告示の日から施行し、当該業務の締結の日をもってその効力を失う。

長浜南部学校給食センター調理配送業務プロポーザル選定委員会設置要綱の制定について

長浜南部学校給食センター調理配送業務プロポーザル選定委員会設置要綱を次のように制定することについて、教育委員会の議決を求める。

令和7年8月20日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

長浜南部学校給食センター調理配送業務プロポーザル選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長浜南部学校給食センター調理配送業務を実施するにあたり、プロポーザル方式により、当業務の履行に最も適した事業者の候補者を、厳正かつ公正に選定するため、長浜市プロポーザル選定委員会規則（平成26年長浜市規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(名称)

第2条 本委員会は、長浜南部学校給食センター調理配送業務プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 実施要領、評価基準、仕様書等に関すること。
- (2) 企画提案書を求める者の資格要件に関すること。
- (3) 企画提案書等の審査及びヒアリングに関すること。
- (4) 企画提案書の評価及び候補者の選定に関すること。
- (5) その他委員長（規則第6条の委員長をいう。以下同じ。）が必要と認めること。

(組織)

第4条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 長浜南部学校給食センターで配食する学校（園）関係者
- (2) 行政関係者
- (3) その他教育長が必要と認める者

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、長浜南部学校給食センターにおいて処理する。

(会議の公開)

第6条 委員会は非公開とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、当該業務の契約の締結の日をもってその効力を失う。

長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：学校給食課

議案番号：第30号

件 名：長浜北部学校給食センター調理配送業務プロポーザル選定委員会設置要綱
の制定について

第1 提出理由

長浜北部学校給食センター調理配送業務プロポーザル選定委員会設置要綱を制定するもの

第2 要点

長浜北部学校給食センター調理配送業務を行うにあたり、プロポーザル方式により、当該業務の履行に最も適した事業者の候補者を、厳正かつ公正に選定するため、長浜市プロポーザル選定委員会規則（平成26年長浜市規則第13号）に規定するもののほか、必要な事項について定めるもの。

第3 施行期日

告示の日から施行し、当該業務の締結の日をもってその効力を失う。

長浜北部学校給食センター調理配送業務プロポーザル選定委員会設置要綱の制定について

長浜北部学校給食センター調理配送業務プロポーザル選定委員会設置要綱を次のように制定することについて、教育委員会の議決を求める。

令和7年8月20日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

長浜北部学校給食センター調理配送業務プロポーザル選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長浜北部学校給食センター調理配送業務を実施するにあたり、プロポーザル方式により、当業務の履行に最も適した事業者の候補者を、厳正かつ公正に選定するため、長浜市プロポーザル選定委員会規則（平成26年長浜市規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(名称)

第2条 本委員会は、長浜北部学校給食センター調理配送業務プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 実施要領、評価基準、仕様書等に関すること。
- (2) 企画提案書を求める者の資格要件に関すること。
- (3) 企画提案書等の審査及びヒアリングに関すること。
- (4) 企画提案書の評価及び候補者の選定に関すること。
- (5) その他委員長（規則第6条の委員長をいう。以下同じ。）が必要と認めること。

(組織)

第4条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 長浜北部学校給食センターで配食する学校関係者
- (2) 行政関係者
- (3) その他教育長が必要と認める者

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、長浜北部学校給食センターにおいて処理する。

(会議の公開)

第6条 委員会は非公開とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、当該業務の契約の締結の日をもってその効力を失う。

令和8年度 幼稚園・保育所・認定こども園入園(入所)募集要項

教育委員会事務局 幼児課

[1] 児童の年齢について

- [5歳児] 令和2年(2020年)4月2日生まれ ~ 令和3年(2021年)4月1日生まれ
 [4歳児] 令和3年(2021年)4月2日生まれ ~ 令和4年(2022年)4月1日生まれ
 [3歳児] 令和4年(2022年)4月2日生まれ ~ 令和5年(2023年)4月1日生まれ
 [2歳児] 令和5年(2023年)4月2日生まれ ~ 令和6年(2024年)4月1日生まれ
 [1歳児] 令和6年(2024年)4月2日生まれ ~ 令和7年(2025年)4月1日生まれ
 [0歳児] 令和7年(2025年)4月2日生まれ ~

[2] 各園の名称等について

別紙一覧表のとおり

[3] 入園(入所)関係書類の配布について

1 配布開始日及び配布場所

配布開始日	令和7年9月8日(月)
配布場所	各幼稚園・保育所・認定こども園、幼児課、くらし窓口課 ※市ホームページにも掲載

2 配布方法

保護者等が、上記配布場所いずれかにて関係書類を受け取るか、市ホームページからダウンロードする。

[4] 幼稚園及び認定こども園(短時部)の入園申込みについて

1 入園できる児童

長浜市内在住者の子で、3歳児から5歳児までの者とする。

2 入園申込受付期間及び受付場所

受付期間	令和7年10月7日(火)~17日(金)の平日
受付時間	午前9時00分~午後4時45分
受付場所	各幼稚園・認定こども園

3 申込方法

保護者が申込関係書類を作成し、園に提出する。

※市立は通園区の園、私立は入園希望園

※受付期間内必着にて、郵便(簡易書留)または電子申込も可

[5] 保育所及び認定こども園(長時部)の入所申込みについて

1 入所できる児童

長浜市内在住者の子で、保護者等が就労、病気、出産、看護等のため家庭での保育が困難な0歳児から5歳児までの者とする。ただし、保育年齢は園により異なる。

2 入所申込受付期間及び受付場所

受付期間	令和7年10月7日(火)~17日(金)の平日
受付時間	午前9時00分~午後4時45分
受付場所	各保育所・認定こども園、幼児課、くらし窓口課

3 申込方法

保護者が申込関係書類を作成し、入所を希望する園(第1希望園)に提出する。

入所を希望する園に提出できないときは、幼児課もしくはくらし窓口課へ提出する。

※受付期間内必着にて、郵便(簡易書留)または電子申込も可

[6] 入園(入所)決定について

令和7年12月下旬に通知

各園一覧表

<別紙>

		園名(申込先)	所在地	電話	
【幼稚園】	市立	長浜幼稚園	朝日町5番14号	62-0089	
		長浜北幼稚園	三ツ矢元町19番24号	62-0861	
		長浜西幼稚園	相撲町604番地6	62-3000	
		わかば幼稚園	八幡東町520番地1	62-3495	
		神照幼稚園	新庄寺町480番地	63-0584	
		南郷里幼稚園	新栄町626番地	63-3723	
		北郷里幼稚園(令和7年4月1日から休園)	春近町196番地1	……	
		湖北幼稚園	湖北町速水909番地2	78-2003	
【保育所】	市立	北保育園	神照町596番地	62-7038	
		さくらんぼ保育園	西上坂町1158番地	63-2755	
		一麦保育園	湖北町山本3089番地	79-1134	
	私立	長浜梅香乳児保育園	三ツ矢元町24番3号	68-3088	
		ほいくえんももの家	大戌亥町1260番地	64-3500	
		チャイルドハウス	田村町1606番地	64-4822	
		ひよこ乳児保育園	小堀町66番地1	63-8892	
		しらやま保育園	加納町990番地	63-9880	
	【認定こども園(短時部・長時部)】	市立	六荘認定こども園	勝町491番地	62-7036
			あざい認定こども園	大依町1232番地	74-8488
びわ認定こども園			八木浜町26番地1	72-2150	
とらひめ認定こども園			五村371番地1	73-8081	
たかつき認定こども園			高月町東柳野15番地1	85-8600	
きのもと認定こども園			木之本町木之本698番地2	82-8600	
よご認定こども園			余呉町東野363番地	86-2345	
にしあざい認定こども園			西浅井町塩津中2066番地	88-8111	
長浜南認定こども園			加田町2727番地	63-1913	
私立		認定こども園 長浜梅香保育園	三ツ矢元町17番25号	63-7872	
		長浜愛児園	八幡東町562番地	63-4650	
		カトリック長浜こども園	南高田町47番地	62-1499	
		レイモンド長浜南こども園	高橋町84番地	53-3450	
		長浜学舎	新庄中町207番地	62-2008	
		レイモンド長浜こども園	南小足町324番地3	68-2480	
小谷こども園	小谷丁野町2481番地1	78-2006			
速水こども園	湖北町速水2277番地	78-0075			

長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課
件 名：長浜市保育所規則の一部改正について

第1 制定・改廃理由

昨今の物価高騰等により、栄養バランスや食の安全性を確保した給食提供を維持し、園児の食育の推進を図ることが困難になりつつあるため、給食にかかる保護者負担額（給食費）を引き上げることに伴い、規則の一部を改正するもの。

第2 要点

幼稚園給食費に準じ、月額400円を増額する。

なお、保育所は、主食費・副食費を分けて定めていることから、主食費100円、副食費300円とする。

第3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

長浜市保育所規則の一部改正

新旧対照表

新	旧
<p>(保育所の定員) 第2条 保育所の定員は、<u>別表第1</u>に定めるとおりとする。</p> <p>(給食) 第6条 (略) 2・3 (略) 4 <u>入所児童の給食費は、別表第2のとおりとする。</u> 5 <u>特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)</u>が2人以上いる世帯における副食費の額は、<u>前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> (1) <u>特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に2人目の子ども 2,400円</u> (2) <u>特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に3人目以降の子ども 0円</u></p> <p>(給食費の納入方法) 第7条 <u>入所児童の保護者は、給食費を毎月末日(その日が土曜日又は第3条各号に規定する日に該当するときには、これらの日の翌日)までに納入しなければならない。</u></p> <p>(給食費の減免) 第8条 <u>市長は、特に必要があると認めるときは、給食費を減免することができる。この場合において、減免の基準、手続その他必要な事項は、長浜市立認定こども園の管理運営に関する規則(平成21年長浜市規則第16号)第6条の規定を準用する。</u></p> <p>(健康管理) 第9条 (略) 2～4 (略)</p> <p>(保育所の施設) 第10条 (略) 2 (略)</p> <p>(保護者との連携) 第11条 (略)</p> <p>(防災対策) 第12条 (略) 2 (略)</p>	<p>(保育所の定員) 第2条 保育所の定員は、<u>別表</u>に定めるとおりとする。</p> <p>(給食) 第6条 (略) 2・3 (略)</p> <p>(健康管理) 第7条 (略) 2～4 (略)</p> <p>(保育所の施設) 第8条 (略) 2 (略)</p> <p>(保護者との連携) 第9条 (略)</p> <p>(防災対策) 第10条 (略) 2 (略)</p>

新	旧										
<p>(職員) 第13条 (略) 2 (略)</p> <p>(職務) 第14条 (略) 2～4 (略)</p> <p>(補則) 第15条 (略)</p> <p>附 則 1～4 (略)</p>	<p>(職員) 第11条 (略) 2 (略)</p> <p>(職務) 第12条 (略) 2～4 (略)</p> <p>(補則) 第13条 (略)</p> <p>附 則 1～4 (略)</p>										
	<p>(給食費に係る経過措置)</p> <p>5 次の表に掲げる保育所においては、当分の間、入所児童の年齢に応じて、同表に掲げる額の給食費を徴収するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="810 869 1524 1326"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保育所名</th> <th colspan="2">給食費の額</th> </tr> <tr> <th>3歳児</th> <th>4歳児及び5歳児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長浜市立北保育園</td> <td rowspan="3">500円 (主食費) 4,500円 (副食費)</td> <td rowspan="3">800円 (主食費) 4,500円 (副食費)</td> </tr> <tr> <td>長浜市立さくらんぼ保育園</td> </tr> <tr> <td>長浜市立一麦保育園</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 特定被監護者等 (子ども・子育て支援法施行令 (平成26年政令第213号) 第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。) が2人以上いる世帯における副食費の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に2人目の子ども 2,250円</p> <p>(2) 特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に3人目以降の子ども 0円</p> <p>7 第5項に規定する保育所に入所している児童の保護者は、給食費を毎月末日 (その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に該当するときには、これらの日の翌日) までに納入しなければならない。</p> <p>8 市長は、特に必要があると認めるときは、給食費を減免することができる。この場合において、減免の基準、手続その他必要な事項は、長浜市立認定こども園の管理運営に関する規則 (平成21年長浜市規則第16号) 第6条の規定を準用する。</p>	保育所名	給食費の額		3歳児	4歳児及び5歳児	長浜市立北保育園	500円 (主食費) 4,500円 (副食費)	800円 (主食費) 4,500円 (副食費)	長浜市立さくらんぼ保育園	長浜市立一麦保育園
保育所名	給食費の額										
	3歳児	4歳児及び5歳児									
長浜市立北保育園	500円 (主食費) 4,500円 (副食費)	800円 (主食費) 4,500円 (副食費)									
長浜市立さくらんぼ保育園											
長浜市立一麦保育園											

新			旧	
別表第1 (第2条関係)			別表 (第2条関係)	
(略)			(略)	
別表第2 (第6条関係)				
保育 所名	給食費の額			
	3歳 児	4歳 児及 び5 歳児		
長浜 市立 北保 育園	600 円 (主 食 費)	900 円 (主 食 費)		
長浜 市立 さく らん ぼ保 育園	4,80 0円 (副 食 費)	4,80 0円 (副 食 費)		
長浜 市立 一麦 保 育園				

長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課
件 名：長浜市立認定こども園の管理運営に関する規則の一部改正について

第1 制定・改廃理由

昨今の物価高騰等により、栄養バランスや食の安全性を確保した給食提供を維持し、園児の食育の推進を図ることが困難になりつつあるため、給食にかかる保護者負担額（給食費）を引き上げることに伴い、規則の一部を改正するもの

第2 要点

幼稚園給食費に準じ、月額400円を増額する。

なお、認定こども園は、保育所同様に、主食費・副食費を分けて定めていることから、主食費100円、副食費300円とする。

第3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

長浜市立認定こども園の管理運営に関する規則の一部改正

新旧対照表

新	旧																														
<p>(給食)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）<u>第14条</u>に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる世帯における副食費の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(給食費の納入方法)</p> <p>第5条 園児の保護者は、給食費を毎月末日（その日が土曜日又は長浜市保育所規則第3条各号に規定する日に該当するときには、これらの日の翌日）までに納入しなければならない。</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>給食費</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>短時部3歳児</td> <td>月額600円（主食費） 月額3,300円（副食費）</td> <td>4月及び8月は除く。</td> </tr> <tr> <td>短時部4歳児及び5歳児</td> <td>月額900円（主食費） 月額3,300円（副食費）</td> <td>8月は除く。</td> </tr> <tr> <td>長時部3歳児</td> <td>月額600円（主食費） 月額4,800円（副食費）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長時部4歳児及び5歳児</td> <td>月額900円（主食費） 月額4,800円（副食費）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年齢	給食費	備考	短時部3歳児	月額600円（主食費） 月額3,300円（副食費）	4月及び8月は除く。	短時部4歳児及び5歳児	月額900円（主食費） 月額3,300円（副食費）	8月は除く。	長時部3歳児	月額600円（主食費） 月額4,800円（副食費）		長時部4歳児及び5歳児	月額900円（主食費） 月額4,800円（副食費）		<p>(給食)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）<u>第14条の2第1項</u>に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる世帯における副食費の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(給食費の納入方法)</p> <p>第5条 園児の保護者は、給食費を毎月末日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日）に該当するときには、これらの日の翌日）までに納入しなければならない。</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>給食費</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>短時部3歳児</td> <td>月額500円（主食費） 月額3,000円（副食費）</td> <td>4月及び8月は除く。</td> </tr> <tr> <td>短時部4歳児及び5歳児</td> <td>月額800円（主食費） 月額3,000円（副食費）</td> <td>8月は除く。</td> </tr> <tr> <td>長時部3歳児</td> <td>月額500円（主食費） 月額4,500円（副食費）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長時部4歳児及び5歳児</td> <td>月額800円（主食費） 月額4,500円（副食費）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年齢	給食費	備考	短時部3歳児	月額500円（主食費） 月額3,000円（副食費）	4月及び8月は除く。	短時部4歳児及び5歳児	月額800円（主食費） 月額3,000円（副食費）	8月は除く。	長時部3歳児	月額500円（主食費） 月額4,500円（副食費）		長時部4歳児及び5歳児	月額800円（主食費） 月額4,500円（副食費）	
年齢	給食費	備考																													
短時部3歳児	月額600円（主食費） 月額3,300円（副食費）	4月及び8月は除く。																													
短時部4歳児及び5歳児	月額900円（主食費） 月額3,300円（副食費）	8月は除く。																													
長時部3歳児	月額600円（主食費） 月額4,800円（副食費）																														
長時部4歳児及び5歳児	月額900円（主食費） 月額4,800円（副食費）																														
年齢	給食費	備考																													
短時部3歳児	月額500円（主食費） 月額3,000円（副食費）	4月及び8月は除く。																													
短時部4歳児及び5歳児	月額800円（主食費） 月額3,000円（副食費）	8月は除く。																													
長時部3歳児	月額500円（主食費） 月額4,500円（副食費）																														
長時部4歳児及び5歳児	月額800円（主食費） 月額4,500円（副食費）																														

新	旧
<p>様式第1号（第6条関係） 長浜市立認定こども園給食費免除（減額）申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>長浜市長 あて</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 氏 名</p> <p>下記のとおり長浜市立認定こども園給食費の免除（減額）を受けたいので、申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 免除（減額）を必要とする理由</p> <p>2 免除（減額）を必要とする期間 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>3 園児氏名（年齢）</p>	<p>様式第1号（第6条関係） 長浜市立認定こども園給食費免除（減額）申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>長浜市長 あて</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 氏 名 ㊟</p> <p>下記のとおり長浜市立認定こども園給食費の免除（減額）を受けたいので、申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 免除（減額）を必要とする理由</p> <p>2 免除（減額）を必要とする期間 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>3 園児氏名（年齢）</p>

新

様式第2号 (別表関係)

長浜市立認定こども園給食費減免措置に関する調査

年 月 日

① 在園児の氏名 男・女		② 在園名 認定こども園			
③ 在園児の属する世帯の状況 (8月1日現在)					
氏 名	生 年 月 日 (満 年 齢)	性別	続 柄	市 民 税 課 税 額	
				均 等 割 額	所 得 割 額
	年 月 日 (満 歳)		本 人 (在園児)		
④ 保護者 現住所 氏名	長浜市 町 番 号	氏 名	番 地	氏 名	
上記の者は、当認定こども園の在園児であることを証明します。 認定こども園長 長浜市長 あて 年 月 日					

備考

- ①～④は保護者において、漏れなく記入してください。
- 「在園児の属する世帯の状況」欄には、園児と生計を共にする者について記入してください。
- 「市民税課税額」欄は、課税されている方すべてについて記入し、市民税課税(非課税)証明書、市民税納税通知書(写)等を必ず添付してください。

〔裏面〕

承 諾 書

認定こども園給食費の減免申請に当たって、この減免に必要な資格の判定基礎材料として在園児の属する世帯の市民税課税資料について閲覧することを承諾します。

年 月 日

住 所 長浜市 町 番 号
番 地

保護者名

長浜市長 あて

旧

様式第2号 (別表関係)

長浜市立認定こども園給食費減免措置に関する調査

年 月 日

① 在園児の氏名 男・女		② 在園名 認定こども園			
③ 在園児の属する世帯の状況 (8月1日現在)					
氏 名	生 年 月 日 (満 年 齢)	性別	続 柄	市 民 税 課 税 額	
				均 等 割 額	所 得 割 額
	年 月 日 (満 歳)		本 人 (在園児)		
④ 保護者 現住所 氏名	長浜市 町 番 号	氏 名	番 地	氏 名	
上記の者は、当認定こども園の在園児であることを証明します。 認定こども園長 長浜市長 あて 年 月 日					

備考

- ①～④は保護者において、漏れなく記入してください。
- 「在園児の属する世帯の状況」欄には、園児と生計を共にする者について記入してください。
- 「市民税課税額」欄は、課税されている方すべてについて記入し、市民税課税(非課税)証明書、市民税納税通知書(写)等を必ず添付してください。

〔裏面〕

承 諾 書

認定こども園給食費の減免申請に当たって、この減免に必要な資格の判定基礎材料として在園児の属する世帯の市民税課税資料について閲覧することを承諾します。

年 月 日

住 所 長浜市 町 番 号
番 地

保護者名

長浜市長 あて

長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課
件 名：長浜市民間認可保育所及び認定こども園副食費補助金交付要綱の一部改正
について

第１ 制定・改廃理由

令和７年４月１日から、市立園の給食にかかる保護者負担額（給食費）を引き上げることに伴い、民間園への副食費補助金の補助上限額を市立園同様に３００円引き上げるため、要綱の一部を改正するもの

第２ 要点

補助金の補助上限額を、４，５００円から４，８００円に引き上げる。

第３ 施行期日

令和７年４月１日から施行する。

長浜市民間認可保育所及び認定こども園副食費補助金交付要綱の一部改正

新旧対照表

新	旧
<p>(補助対象事業)</p> <p>第3条 補助金の交付対象となる事業は、民間園が行う次に掲げるものとする。ただし、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項第3号イ、ロ又はハの規定による者は対象者から除く。</p> <p>(1) 特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）<u>第14条</u>に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）のうち最年長の子どもから順に2人目の子ども（長浜市に住所を有する者に限る。）にかかる副食費相当額と<u>4,800円</u>を比較し、いずれか低い方の額の2分の1の額を減額する事業</p> <p>(2) 特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に3人目以降の子ども（長浜市に住所を有する者に限る。）にかかる副食費相当額と<u>4,800円</u>を比較し、いずれか低い方の額を免除する事業</p>	<p>(補助対象事業)</p> <p>第3条 補助金の交付対象となる事業は、民間園が行う次に掲げるものとする。ただし、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項第3号イ、ロ又はハの規定による者は対象者から除く。</p> <p>(1) 特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）<u>第14条の2第1項</u>に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）のうち最年長の子どもから順に2人目の子ども（長浜市に住所を有する者に限る。）にかかる副食費相当額と<u>4,500円</u>を比較し、いずれか低い方の額の2分の1の額を減額する事業</p> <p>(2) 特定被監護者等のうち最年長の子どもから順に3人目以降の子ども（長浜市に住所を有する者に限る。）にかかる副食費相当額と<u>4,500円</u>を比較し、いずれか低い方の額を免除する事業</p>

長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課
件 名：長浜市保育士等奨学金返還支援金交付要綱の一部改正について

第１ 制定・改廃理由

本市では、公立・私立園ともに保育士等が不足している状況が続いており待機児童の解消には至っていないことから、奨学金返還に対する支援を継続するため、本要綱の一部を改正するもの。

第２ 要点

第３条第４号中「令和７年４月１日」を「令和８年４月１日」に改める。
附則第２項中「令和１１年３月３１日」を「令和１２年３月３１日」に改める。

第３ 施行期日

令和７年４月１日から施行する。

長浜市保育士等奨学金返還支援金交付要綱の一部改正

新旧対照表

新	旧
<p>(支援金の受給要件)</p> <p>第3条 支援金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 平成29年度以前に市内の保育施設等への勤務実績がない者で、<u>令和8年4月1日</u>までに市内の保育施設等に勤務することとなったもの</p> <p>(5) (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(告示の失効)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和12年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>(支援金の受給要件)</p> <p>第3条 支援金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 平成29年度以前に市内の保育施設等への勤務実績がない者で、<u>令和7年4月1日</u>までに市内の保育施設等に勤務することとなったもの</p> <p>(5) (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(告示の失効)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和11年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課
件 名：長浜市保育士等宿舎居住支援事業補助金交付要綱の一部改正について

第1 制定・改廃理由

本市では、公立・私立園ともに保育士等が不足している状況が続いており待機児童の解消には至っていないことから、本市内保育所等への採用にあたり市内転入のうえ居住を始めた者への定住に対する支援を継続するため、本要綱の一部を改正するもの。

第2 要点

第3条第1号ア（ア）及び第2号ア中「令和7年4月1日」を「令和8年4月1日」に改める。

第4条第1項中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同項ただし書中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附則第2項中「令和8年5月31日」を「令和9年5月31日」に改める。

第3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

長浜市保育士等宿舍居住支援事業補助金交付要綱の一部改正

新旧対照表

新	旧
<p>(補助対象者)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) <u>保育施設等を運営する法人等であって、次の要件をすべて満たすもの</u></p> <p>ア 借り上げた宿舍（市内に所在するものに限り、当該法人等の役員又は職員が所有するものを除く。）に、<u>次の要件をすべて満たす保育士等を居住させていること。</u></p> <p>(ア) <u>当該法人等における勤務開始日が、平成30年10月1日から令和8年4月1日までの間の日であること。</u></p> <p>(イ) <u>保育施設等の長その他の保育業務に専従していない者でないこと。</u></p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) <u>当該法人等における採用内定日以前に長浜市に住民登録がなく、かつ、勤務開始日までに長浜市に住民登録をしていること。</u></p> <p>イ <u>補助金の交付請求時において、納期限が到来している市税に未納がないこと。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) 公立施設に勤務する保育士等であって、次の要件をすべて満たすもの</p> <p>ア <u>当該公立施設における勤務開始日が、平成30年10月1日から令和8年4月1日までの間の日であること。</u></p> <p>イ <u>長浜市における採用内定日以前に長浜市に住民登録がなく、かつ、勤務開始日までに長浜市に住民登録をしていること。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(対象経費)</p> <p>第4条 <u>補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、保育士等が入居する宿舍の借上げ等の賃料及び共益費その他これに類する費用（以下「賃料等」という。）であって、当該宿舍に居住を開始した日から、当該居住を開始した日から48か月を経過した日と令和9年3月31日とを比較して早い日までの居住に係るものとする。</u></p> <p>2 <u>月の中途において保育士等が宿舍に入居し、又は宿舍を退居した場合の対象経費については、当該月の賃料等を日割り計算した額（小数点以下を切り捨てるものとする。）と現に支払った賃料等の額とを比較して低い額を対象経費とする。</u></p> <p>3～4 (略)</p>	<p>(補助対象者)</p> <p>第3条 この要綱による補助金の交付の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) <u>民間施設を運営する法人等であって、次の要件をすべて満たすもの</u></p> <p>ア 借り上げた宿舍（市内に所在するものに限り、当該法人等の役員又は職員が所有するものを除く。）に<u>保育士等で次の要件をすべて満たすものを居住させていること。</u></p> <p>(ア) <u>勤務開始日が、平成30年10月1日から令和7年4月1日であること。</u></p> <p>(イ) <u>保育施設等の長など保育業務に専念していない者でないこと。</u></p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) <u>採用内定日以前に長浜市に住民登録がなく、勤務開始日までに長浜市に住民登録をしていること。</u></p> <p>イ <u>補助金の交付請求時において納期限が到来している市税に未納がないこと。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) 公立施設に勤務する保育士等であって、次の要件をすべて満たすもの</p> <p>ア <u>勤務開始日が、平成30年10月1日から令和7年4月1日であること。</u></p> <p>イ <u>採用内定日以前に長浜市に住民登録がなく、勤務開始日までに長浜市に住民登録をしていること。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(対象経費)</p> <p>第4条 <u>補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、借上げ等の賃料及び共益費その他これに類する費用（以下「賃料等」という。）のうち、令和8年3月31日までの居住に係るものとする。ただし、平成30年10月1日から令和4年3月31日までに居住を開始した保育士等に係る賃料等にあつては、当該居住を開始した日から48か月を経過した日までの居住に係るものに限る。</u></p> <p>2 <u>前項ただし書の場合又は保育士等として居住している日数が1月に満たない月がある場合は、当該月の賃料等を日割り計算するものとし、日割り計算した額（小数点以下を切り捨てるものとする。）と現に支払った賃料等の額のいずれか低い額を対象経費とする。</u></p> <p>3～4 (略)</p>

新	旧
<p>5 公立施設に勤務する保育士等に係る対象経費は、当該保育士等が宿舍の賃貸借契約者として支払った賃料等に限るものとし、当該保育士等及びその同居者が住居手当その他これに類する手当（第6条において「住居手当等」という。）の支給を受けている場合は、当該手当の額に相当する額を賃料等から減じた額とする。</p> <p>（交付申請） 第6条（略） （1）～（3）（略） （4）<u>住居手当等の額がわかる書類（公立施設に勤務する保育士等が住居手当等を受けている場合に限る。）</u> （5）（略）</p> <p>2 申請書の提出期限は、<u>補助金の交付を初めて受ける場合は保育士等が入居した月の末日とし、補助金の交付を初めて受けた年度の翌年度以降は4月末日とする。</u></p> <p>（実績報告） 第8条 補助金の交付決定を受けた者は、<u>補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までに、長浜市保育士等宿舍居住支援事業補助金実績報告書（様式第2号）に賃料等を支払ったことを証する書類を添えて、市長に報告しなければならない。</u></p> <p>附 則 1 （略） （告示の失効） 2 この要綱は、<u>令和9年5月31日限り、その効力を失う。</u></p>	<p>5 公立施設に勤務する保育士等に係る対象経費は、当該保育士等が宿舍の賃貸借契約者として支払った賃料等に限るものとし、当該保育士等及びその同居者が住居手当その他これに類する手当の支給を受けている場合は、当該手当の額に相当する額を賃料等から減じた額とする。</p> <p>（交付申請） 第6条（略） （1）～（3）（略） （4）<u>住居手当の額がわかる書類</u> （5）（略）</p> <p>2 申請書の提出期限は、保育士等が入居した月の末日とし、翌年度以降は4月末日とする。</p> <p>（実績報告） 第8条 補助金の交付決定を受けた者は、<u>宿舍の借上げ等に係る実績について、当該年度の3月31日までに、長浜市保育士等宿舍居住支援事業補助金実績報告書（様式第2号）に賃料等を支払ったことを証する書類を添えて、市長に報告しなければならない。</u></p> <p>附 則 1 （略） （告示の失効） 2 この要綱は、<u>令和8年5月31日限り、その効力を失う。</u></p>

長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課
件 名：長浜市保育士等の再就職定着応援金交付要綱の一部改正について

第1 制定・改廃理由

本補助金の利用者数が少なく人材確保に効果的と言えないため、新規募集を停止することとし、告示の失効を変更するもの。

第2 要点

附則第2項中「令和11年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則に次の1項を加える。

（告示の失効に伴う経過措置）

- 3 前項の規定によるこの要綱の失効の際現に第3条第1項の規定による登録をしている者については、第4条から第6条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

第3 施行期日

令和7年3月31日から施行する。

長浜市保育士等の再就職定着応援金交付要綱の一部改正

新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>1 (略) (告示の失効)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和7年3月31日</u>限り、その効力を失う。 (告示の失効に伴う経過措置)</p> <p>3 <u>前項の規定によるこの要綱の失効の際現に第3条第1項の規定による登録をしている者については、第4条から第6条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 (略) (告示の失効)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和11年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課
件 名：長浜市認定こども園一時預かりサービス事業実施要綱の一部改正について

第1 制定・改廃理由

保護者負担の軽減のため、利用申請方法を、毎月申込から年度登録へ見直すことに伴い、要綱の一部を改正するもの

第2 要点

- (1) 申請方法を、毎月の「利用申込」から年度の「利用登録」に変更
- (2) 申請書など各種様式の追加と改定

第3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

長浜市認定こども園一時預かりサービス事業実施要綱の一部改正

新旧対照表

新	旧
<p>(事業の内容)</p> <p>第2条 長浜市は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行うものとし、各事業の内容は当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 非定型的保育サービス事業 家庭における保育が断続的に困難となる児童に対し、原則として月14回を上限として実施する。ただし、保育の実施可能な児童数を超える場合は、次号に定める事業を利用する者を優先とする。</p> <p>(2) 緊急保育サービス事業 保護者等の傷病、入院等社会的にやむを得ないと認められる事由により、緊急的かつ一時的に保育を必要とする児童に対し、原則として月14回を上限として実施する。</p> <p>(3) 私的理由による保育サービス事業 保護者の育児に伴う心身の負担を軽減するため一時的に保育を必要とする児童に対し、原則として月1回を上限として実施する。</p> <p>(対象児童)</p> <p>第3条 事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、<u>満6か月から小学校就学の始期に達するまでの児童で、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本市の区域内に住所を有する児童で、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第20条第1項の認定（同法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に限る。）を受けたもの（在籍している幼稚園又は認定こども園が長期休業の期間に限る。）</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(利用登録の申請)</p> <p>第6条 <u>対象児童の保護者は、事業の利用を希望するときは、長浜市認定こども園一時預かりサービス事業利用登録申請書（様式第1号）を市長に提出し、あらかじめ利用者として登録を受けなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>市長が緊急その他特にやむを得ないと認めるときは、対象児童の保護者は、利用者として登録を受けないで事業を利用することができる。この場合において、当該対象児童の保護者は、当該利用後速やか</u></p>	<p>(事業の内容)</p> <p>第2条 長浜市は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行うものとし、各事業の内容は当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 非定型的保育サービス事業 家庭における保育が断続的に困難となる児童に対し、原則として<u>月14日以内の期間を限度</u>として実施する。ただし、保育の実施可能な児童数を超える場合は、次号に定める事業を利用する者を優先とする。</p> <p>(2) 緊急保育サービス事業 保護者等の傷病、入院等社会的にやむを得ないと認められる事由により、緊急的かつ一時的に保育を必要とする児童に対し、原則として<u>14日以内の期間を限度</u>として実施する。</p> <p>(3) 私的理由による保育サービス事業 保護者の育児に伴う心身の負担を軽減するため一時的に保育を必要とする児童に対し、原則として<u>半日又は1日を限度</u>として実施する。</p> <p>(対象児童)</p> <p>第3条 事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、<u>満6か月以上小学校就学前までの児童で、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 本市の区域内に住所を有する児童で、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第19条第1号の認定を受けたもの（利用している教育・保育施設が長期休業の期間に限る。）</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p><u>(非定型的保育サービス事業の利用期間)</u></p> <p>第6条 <u>非定型的保育サービス事業の利用期間は、利用開始の日から6か月を経過する日までを限度とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>(利用申込み)</p> <p>第7条 <u>対象児童の保護者で、事業を利用しようとするものは、あらかじめ一時預かりサービス事業利用申込書（様式第1号）に必要な書類を添付し、実施認定こども園を経由して市長に申し込まなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>緊急保育サービス事業の利用申込みは、実施認定こども園を管理する者に提出されたときに、申込みがあったものとみなす。</u></p>

新	旧
<p><u>に前項に規定する申請書を市長に提出するものとする。</u></p> <p>(利用登録等)</p> <p>第7条 市長は、<u>前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請に係る対象児童の保護者を事業の利用者として登録（以下「利用登録」という。）し、当該対象児童の保護者に対し、長浜市認定こども園一時預かりサービス事業登録決定通知書（様式第2号。以下「登録決定通知書」という。）により通知するものとする。</u></p> <p>2 <u>利用登録の有効期間は、当該登録開始の日から同日の属する年度の末日までとする。</u></p> <p>3 <u>利用登録を受けた対象児童の保護者（以下「利用登録者」という。）は、登録内容に変更が生じたときは、長浜市認定こども園一時預かりサービス事業登録内容変更届（様式第3号）を市長に速やかに提出しなければならない。</u></p> <p>4 <u>市長は、前項の規定による届出があった場合は、当該届出をした利用登録者に対し、その登録内容を変更し、及び登録決定通知書により通知するものとする。</u></p> <p>(利用申込)</p> <p>第8条 <u>利用登録者は、事業を利用しようとするときは、事前に、事業の利用場所として登録された認定こども園に利用申込みをしなければならない。</u></p> <p>(費用負担)</p> <p>第9条 <u>事業を利用する者は、その属する世帯の所得に応じた区分及び対象児童の年齢により、別表第2に定める利用料を負担するものとする。ただし、事業の利用時に給食の提供を受けた場合は、当該給食に係る実費相当額を利用料とは別に負担するものとする。</u></p> <p>2 <u>市長は、利用登録者に対し、当該利用登録者が負担すべき利用料を登録決定通知書により通知するものとする。</u></p> <p>3 <u>市長は、9月以降の利用登録者が負担すべき利用料を決定したとき及び修正申告等により利用登録者が負担すべき利用料に変更が生じたときは、当該利用登録者に対し、登録決定通知書により速やかに通知するものとする。</u></p> <p>4 <u>事業を利用した者は、第1項に規定する利用料及び提供を受けた給食に係る実費相当額（第11条第1項第3号において「利用料等」という。）を別に定める期限までに納付しなければならない。</u></p> <p>(利用登録の解除)</p> <p>第10条 <u>利用登録者は、対象児童が第3条各号に該当しなくなったとき又は事業を利用する意思がなくなったときは、長浜市認定こども園一時預かりサービス事業登録解除届（様式4号）を市長に提出するものとする。</u></p>	<p>(利用の承認)</p> <p>第8条 市長は、<u>前条の申込みがあった場合は、速やかにその内容を調査して事業実施の可否を決定し、事業の利用を承認するときは一時預かりサービス事業利用承認決定通知書（様式第2号）により、事業の利用を承認しないときは一時預かりサービス事業利用不承認決定通知書（様式第3号）により、当該申込者に通知するものとする。</u></p> <p>(費用負担)</p> <p>第9条 <u>事業を利用する者は、利用料としてその者の属する世帯の所得に応じ、別表第2に定める金額を納入しなければならない。</u></p> <p>2 <u>市長は、事業を利用する者が負担すべき利用料を決定し、一時預かりサービス事業利用承認決定の際に、当該利用する者に通知するものとする。</u></p> <p>3 <u>事業を利用する者は、市長が指定する期限内に利用料を納入しなければならない。</u></p> <p>4 <u>事業を利用する者は、対象児童が実施認定こども園において給食サービスを受けた場合は、実費を負担しなければならない。</u></p>

新	旧
<p><u>2 市長は、前項の規定による届出があった場合は、当該届出をした利用登録者の利用登録を解除するものとする。</u></p> <p>(利用登録の取消し等)</p> <p><u>第11条</u> 市長は、<u>市長は、次のいずれかに該当すると認めた利用登録者に対し、利用登録を取り消し、又は登録内容を変更することができる。</u></p> <p>(1) <u>利用登録に係る対象児童が、第3条各号に該当しなくなったとき。</u></p> <p>(2) <u>虚偽の申請又は不正な手続により、利用の利用登録を受けたとき。</u></p> <p>(3) <u>利用料等を滞納し、かつ、督促に応じないとき。</u></p> <p>(4) <u>利用登録に係る対象児童が心身に著しい障害を有することその他の事業を利用させることが困難であると認めるやむを得ない事由があるとき。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定により利用の登録を取り消したときは、当該利用登録者に対し、長浜市認定こども園一時預かりサービス事業登録取消通知書（様式5号）により通知するものとする。</u></p> <p>(その他)</p> <p><u>第12条</u> (略)</p>	<p>(利用承認の取消し等)</p> <p><u>第10条</u> 市長は、<u>対象児童又はその保護者が次に掲げる事項のいずれかに該当すると認める場合は、利用の承認を取り消し、又は承認の条件を変更することができる。</u></p> <p>(1) <u>対象児童としての要件を満たさなくなったとき。</u></p> <p>(2) <u>虚偽の申請又は不正な手続により、利用の承認を受けたとき。</u></p> <p>(3) <u>利用料を滞納し、かつ、督促に応じないとき。</u></p> <p><u>2 市長は、やむを得ない事由により、当該児童の保育を継続することが困難と認めるときは、利用の中止又は変更をすることができる。</u></p> <p>(その他)</p> <p><u>第11条</u> (略)</p>

新	旧																																				
<p>様式第2号 (第7条、第9条関係)</p> <p>様式第2号 (第7条、第9条関係)</p> <p style="text-align:right;">第 年 月 日</p> <p style="text-align:center;">様</p> <p style="text-align:center;">長浜市長</p> <p style="text-align:center;">長浜市認定こども園一時預かりサービス事業登録決定通知書</p> <p>長浜市認定こども園一時預かりサービス事業の利用登録について、長浜市認定こども園一時預かりサービス事業実施費繰第7条又は第9条の規定により次のとおり決定又は変更しましたので、通知します。</p> <p style="text-align:center;">長浜市認定こども園一時預かりサービス事業登録証</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>児童の氏名</td><td></td></tr> <tr><td>児童の生年月日</td><td></td></tr> <tr><td>保護者の氏名</td><td></td></tr> <tr><td>保護者の住所</td><td></td></tr> <tr><td>登録番号</td><td></td></tr> <tr><td>登録施設名</td><td></td></tr> <tr><td>登録期間</td><td></td></tr> <tr><td>利用サービス事業名</td><td></td></tr> <tr><td>利用料</td><td>4月から8月まで：日額 円 9月から3月まで：日額 円 ※半日利用の場合は、日額の半額です。</td></tr> <tr><td>備考</td><td>1 利用に当たっては、別途、利用希望の施設に申込みしてください。 2 登録内容に変更が生じた場合は、市役所又は登録施設で手続きをしてください。 3 利用料等は、指定する期限までに納付してください。滞納された場合、利用登録を取り消すことがあります。 4 9月以降の利用料は、9月に通知します。</td></tr> </table>	児童の氏名		児童の生年月日		保護者の氏名		保護者の住所		登録番号		登録施設名		登録期間		利用サービス事業名		利用料	4月から8月まで：日額 円 9月から3月まで：日額 円 ※半日利用の場合は、日額の半額です。	備考	1 利用に当たっては、別途、利用希望の施設に申込みしてください。 2 登録内容に変更が生じた場合は、市役所又は登録施設で手続きをしてください。 3 利用料等は、指定する期限までに納付してください。滞納された場合、利用登録を取り消すことがあります。 4 9月以降の利用料は、9月に通知します。	<p>様式第2号 (第8条関係)</p> <p style="text-align:right;">第 年 月 日</p> <p style="text-align:center;">様</p> <p style="text-align:center;">長浜市長</p> <p style="text-align:center;">一時預かりサービス事業利用承認決定通知書</p> <p>あなたが 年 月 日付けで申し込まれた一時預かりサービス事業の利用については、長浜市保育所一時預かりサービス事業実施費繰第8条により、次のとおり承認します。なお、別に指定する日までに利用料を納入してください。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>児童名</td> <td>()</td> <td>生年月日</td> <td>年 月 日 (歳)</td> </tr> <tr><td>利用園</td><td></td></tr> <tr><td>利用サービス</td><td></td></tr> <tr><td>利用期間・利用日</td><td></td></tr> <tr><td>利用時間</td><td></td></tr> <tr><td>利用料</td><td>1日当たり 円 (半日の場合は、半額)</td></tr> <tr><td>備考</td><td></td></tr> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 非定型的保育サービスを利用される場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 利用日については、あらかじめ利用園長と協議してください。 (2) 緊急保育サービスの実施状況により利用できない場合があります。 2 複数の園を使用して利用される場合 <p>利用日数については、別途お申込みいただいた園とあわせて月14日以内です。</p> 3 幼稚園・認定こども園短所部に在園されている場合 <p>長期休暇期間中（夏休み等）のみの利用となります。</p> 	児童名	()	生年月日	年 月 日 (歳)	利用園		利用サービス		利用期間・利用日		利用時間		利用料	1日当たり 円 (半日の場合は、半額)	備考	
児童の氏名																																					
児童の生年月日																																					
保護者の氏名																																					
保護者の住所																																					
登録番号																																					
登録施設名																																					
登録期間																																					
利用サービス事業名																																					
利用料	4月から8月まで：日額 円 9月から3月まで：日額 円 ※半日利用の場合は、日額の半額です。																																				
備考	1 利用に当たっては、別途、利用希望の施設に申込みしてください。 2 登録内容に変更が生じた場合は、市役所又は登録施設で手続きをしてください。 3 利用料等は、指定する期限までに納付してください。滞納された場合、利用登録を取り消すことがあります。 4 9月以降の利用料は、9月に通知します。																																				
児童名	()	生年月日	年 月 日 (歳)																																		
利用園																																					
利用サービス																																					
利用期間・利用日																																					
利用時間																																					
利用料	1日当たり 円 (半日の場合は、半額)																																				
備考																																					

新

様式第3号 (第7条関係)

様式第3号 (第7条関係)

年 月 日

長浜市認定こども園一時預かりサービス事業登録内容変更届

長浜市長 あて

保護者住所
保護者氏名
保護者連絡先

長浜市認定こども園一時預かりサービス事業の利用登録内容に変更がありましたので、長浜市認定こども園一時預かりサービス事業実施要綱第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

登録番号		
児童	氏名	生年月日
	変更前	変更後
<input type="checkbox"/> 児童の氏名		
<input type="checkbox"/> 保護者の氏名		
<input type="checkbox"/> 保護者の住所		
<input type="checkbox"/> 利用サービス事業 <small>(送付書類が必要となる変更の場合は、この届出に添えて提出してください。)</small>	<input type="checkbox"/> 非定型的保育サービス事業 <input type="checkbox"/> 緊急保育サービス事業 <input type="checkbox"/> 私的理由による保育サービス事業	<input type="checkbox"/> 非定型的保育サービス事業 <input type="checkbox"/> 緊急保育サービス事業 <input type="checkbox"/> 私的理由による保育サービス事業
	<変更理由>	
<input type="checkbox"/> その他		

※児童の健康状態（病気やアレルギーなど）に関することは、速やかに利用園へお伝えください。（この届出は不要です。）

旧

様式第3号 (第8条関係)

第 号
年 月 日

様

長浜市長

一時預かりサービス事業利用不承認決定通知書

あなたが 年 月 日付けで申し込まれました一時預かりサービス事業の利用については、下記の理由により不承認と決定しましたので、通知します。

記

不承認の理由

新

旧

様式第4号 (第10条関係)

様式第4号 (第10条関係)

年 月 日

長浜市認定こども園一時預かりサービス事業登録解除届

長浜市長 あて

保護者住所

保護者氏名

保護者連絡先

長浜市認定こども園一時預かりサービス事業について、次のとおり利用登録を解除したいので、長浜市認定こども園一時預かりサービス事業実施要綱第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

登録番号	
児童	氏名 生年月日
解除年月日	年 月 末日
解除する理由	<input type="checkbox"/> 利用の必要性がなくなったため <input type="checkbox"/> 保育施設等への入所が決定されたため <input type="checkbox"/> その他 (理由を記入してください) <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>

新

旧

様式第5号 (第11条関係)

様式第5号 (第11条関係)

第 号
年 月 日

様

長浜市長

長浜市認定こども園一時預かりサービス事業登録取消通知書

年月日付け第 号にて決定した長浜市認定こども園一時預かりサービス事業の利用登録について、長浜市認定こども園一時預かりサービス事業実施要項第11条の規定により、次のおり取り消したので通知します。

児童の氏名	
児童の生年月日	
保護者の氏名	
保護者の住所	
登録番号	
登録施設名	

取消年月日	
取消理由	